

企業等農業参入支援全国推進事業（新規）

【平成19年度概算決定額：20,000(0)千円】

対策のポイント

農地リース特区の全国展開（平成17年9月から）により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するため、総合的な広報・相談活動による支援を行います。

（企業が地域に参入した事例）

＜事例1＞

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

＜事例2＞

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稲、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

＜内容＞

1. 農業参入促進のための総合的な広報・相談活動

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

(1) 農業参入促進のための研修会

農地法等の法制度、特定法人貸付事業の仕組み、参入及び経営発展の方策等を習得するための研修会を実施します。

(2) 情報収集・広報活動

特定法人貸付事業による参入企業の営農体制、農作物栽培状況、経営状況等を収集・分析するとともに、特定法人貸付事業の普及啓発を図るためのパンフレット等を作成し、新規参入の取組事例、支援措置等の各種情報を企業等へ提供します。

(3) 個別相談活動

農業経営への参入意向を持つ企業等や、企業等の受入意向を持つ市町村等との個別相談を実施し、農業参入や企業受入に当たっての課題の具体的な解決策を提供します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3768（直））]

企業等農業参入支援全国推進事業

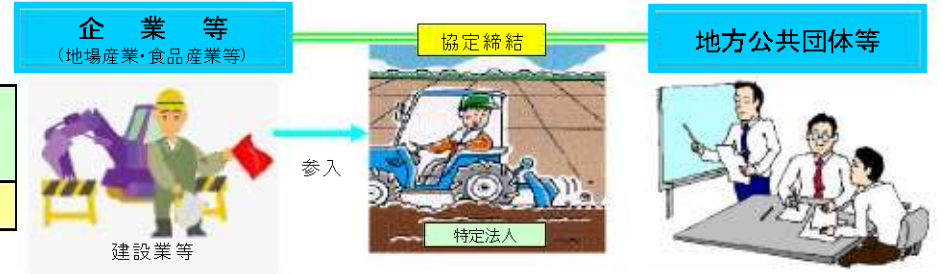
◎企業等の農業参入

意欲と能力のある者の農業への新規参入の促進の一環として、農業生産法人以外の株式会社等の法人が、リース方式により農業へ参入する仕組みを全国的に展開【農業経営基盤強化促進法の改正】

リース方式による企業等の参入状況（平成18年9月1日現在）

合計	参入法人数（営農を開始した法人数）			業種等別			借受面積
	組織形態別						
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他	
173法人	89法人	46法人	38法人	59法人	46法人	68法人	528.7 ha

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ



活動内容

特定法人貸付事業による地場産業・食品産業など企業等の農業参入の円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援するため、農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談等の支援活動を実施

○ 農業参入促進のための研修会

農地法等の法制度、特定法人貸付事業の仕組み、参入及び経営発展の方策等を習得するための研修会を実施

○ 情報収集・広報活動

特定法人貸付事業による参入企業の営農体制、農作物栽培状況、経営状況等を収集・分析するとともに、特定法人貸付事業の普及啓発を図るためのパンフレット等を作成し、新規参入の取組事例、支援措置等の各種情報を企業等へ提供

○ 個別相談活動

農業経営への参入意向を持つ企業等や、企業等の受入意向を持つ市町村等との個別相談を実施し、農業参入や企業受入に当たっての課題の具体的な解決策を提供

